

京都市告示第568号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和6年1月22日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
七条通（新千本通から西土居通まで）京町家保全継承地区	約3.7ヘクタール

2 七条通（新千本通から西土居通まで）京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市下京区朱雀内畑町、朱雀北ノ口町、朱雀裏畑町、朱雀堂ノ口町、西七条北東野町、西七条南東野町、西七条中野町、西七条南中野町、西七条北西野町及び西七条南西野町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)